

建設業法改正に伴う監理技術者の専任の緩和について

令和3年4月7日
西条市財務部契約課

建設業法（昭和24年法律第100号）の一部改正（令和2年10月1日施行分）に伴い、工事現場に専任で配置すべき監理技術者について、建設業法26条第3項ただし書による監理技術者の職務を補佐する者（以下「監理技術者補佐」という。）を専任で工事現場に置く場合には、専任を要しないこととされ、2現場まで兼務することが可能となった（当該監理技術者を「特例監理技術者」という）。

また、改正された監理技術者制度運用マニュアルにおいて、特例監理技術者が兼務できる工事現場の範囲が例示されたところである。

このことに鑑み、本市における監理技術者の兼務要件、工事現場の範囲及び手続き方法等を次のとおり規定し運用することとする。

1 兼務対象工事

- (1) 予定価格が2億円（税込）未満の工事（施工中の工事の場合は、適用時点の請負額が2億円（税込）未満の工事）
（発注者が西条市でない工事については、「予定価格（税込）」を「請負金額（税込）」と読み替えること。）
- (2) 国、愛媛県及び西条市が発注する工事であること。
- (3) 工事の現場が西条市内であること。

2 特例監理技術者の配置要件

特例監理技術者の配置を行う場合は、以下の(1)～(8)の要件を全て満たすこと。

- (1) 監理技術者補佐を専任で配置すること。
- (2) 監理技術者補佐は、一級施工管理技士補又は一級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者であること。なお、監理技術者補佐の建設業法第27条の規定に基づく技術検定種目は、特例監理技術者に求める技術検定種目と同じであること。

- (3) 資格審査基準日において、監理技術者補佐は入札参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。
- (4) 同一の特例監理技術者が兼務できる工事の数は、同時に2件までとする。
(ただし、同一あるいは別々の発注者が、同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であって、かつ、それぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が認められるもの(当初の請負契約以外の請負契約が随意契約により締結される場合に限る。)については、これら複数の工事を一の工事とみなす。)
- (5) 特例監理技術者が兼務できる工事施工場所は、西条市内に限る。
- (6) 特例監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行しなければならない。
- (7) 特例監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。
- (8) 監理技術者補佐が担う業務等について、明らかにすること。

3 兼務のための事務手続きについて(提出先:西条市財務部契約課)

- (1) 西条市発注の一般競争入札に参加する場合
兼務を希望する場合は、入札参加申込み時に、「特例監理技術者の兼務予定届」(様式第1)を提出する。落札した場合は、契約日までに「特例監理技術者兼務届」(様式第2)を提出する。
- (2) 西条市発注工事に既に配置されている技術者を他発注機関の工事と兼務させる場合
兼務を希望する場合には、当該案件の開札日までに手持ち工事の監督員に兼務についての内諾を得ておく。落札決定後、速やかに「特例監理技術者兼務届」(様式第2)を提出する。

4 注意事項

- (1) 西条市発注工事において、「西条市低入札価格調査制度要綱(平成28年西条市訓令第4号)」に基づく調査を経て落札した案件の監理技術者については、他の工事を兼務することはできない。

- (2) 他機関発注の工事と兼務できるのは、その発注機関が兼務を認める場合に限るため、必ず事前に内諾を得ておくこと。
- (3) 24時間体制での応急処理工や緊急巡回等が必要な維持管理工事及びその他発注者が監理技術者の専任を要すると判断する場合は兼務することができない。
- (4) 入札公告、特記仕様書等に監理技術者の専任の緩和を認めない旨の表記がある場合は兼務することができない。
- (5) 手続き書類の記載内容に虚偽があった場合、建設業法等で規定する要件を満たさなくなった場合若しくは兼務することにより現場の施工体制に不備が生じ、又は不良な工事となった場合は、当該兼務の取り消し、契約解除、工事成績評定への反映及び入札参加資格停止措置等の対象となるので注意すること。
- (6) 監理技術者補佐と現場代理人の兼務は可能であるが、特例監理技術者と現場代理人の兼務は認めない。
- (7) 既に配置されている監理技術者を特例監理技術者へ変更する場合（監理技術者補佐を配置する場合）や、既に配置されている特例監理技術者を監理技術者へ変更する場合（監理技術者補佐の配置を解除する場合）は、施工体制変更となることから、必ず事前に監督員へ協議すること。
- (8) 特例監理技術者及び監理技術者補佐の配置を行う場合又は配置を要さなくなった場合は適切にコリンズ（CORINS）への登録を行うこと。
- (9) この運用基準に定めのない事項については、監理技術者制度運用マニュアルによるものとする。